

# 災害時<sup>廃石</sup>ボード<sup>再利用</sup>へ

## 環境省がオンラインセミナー

### 泥土リサイクル協会事務局に

環境省の環境再生・資源循環局災害廃棄物対策室は3月16日、「令和3年度災害時の廃石ボード

ード再生利用を促進に関するセミナー」をオンラインで開催した。事務局を務める泥土リサイクル協会の西川美穂次長が「災害時の廃石ボード再生利用を促進するために平時から知っておくべき事」について講演し、自治体や関連の民間企業が聴講した。

西川次長は再生利用の意義について被災地の早期復旧・復興、解体系廃石ボードの排出量増加に伴う最終処分場の環境負荷低減、循環資源活用による輸入天然石ボードの軽減を挙げる。災害特性による廃石ボードの発生状態の特徴として、地震により倒壊した家屋は分別解体によって再資源化は可能、水没した家屋も乾燥状態にある廃石ボードであれば再資源化は可能。災害時にも中間処理業者の受入基準が変わることはないため、公費解体等においてB品（改修・解体端材品）やC品（複合端材品）の品質確保が利用促進につながる。災害時に発生する廃石ボードを処理するために必要な廃棄物処理法の許可を取得する施設は少なく、各自治体の同法第9条の3の3の規定にかか

る条例の制定が再生利用促進のカギという。廃石ボードは2016年度実績で排出量119万トのうち72%が石こうボード原料、セメントメーカー、その他の用途にリサイクルされている。廃石ボードは再生石こう粉に再資源化されており、再生石こう粉を原料にした固化材・改質剤の基本的な製造方法を取り上げ、廃石ボードの受け入れ管理により品質の約9割が決定すると指摘。ため池に堆積した底泥土の入替作土材への改質や耕地の除塩など、再生石こう粉の活用事例を紹介した。